

## 4 議案の要旨・附帯決議

### 内閣提出法律案

#### 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 2.11.19可決 参議院 11.20厚生労働委員会付託 12.2本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。
- 二、一の場合において、市町村長が行う予防接種を予防接種法第6条第1項の規定による臨時に行う予防接種とみなして、同法の規定を適用する。
- 三、二の場合において、市町村が支弁する予防接種を行うために要する費用は、国が負担する。
- 四、二の場合において、予防接種の勧奨又は予防接種を受ける努力義務に係る規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。
- 五、政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。
- 六、検疫法第34条に基づき政令で指定する感染症に関し、当該政令で定められた期間について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、1年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

##### 【附帯決議】(2.12.1厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種の判断は国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。また、ワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。加えて、これらの周知を行うに当たっては、ホームページ、SNSその他の各種ネットサービス等の様々な媒体を活用し、国民がそれらの情報に容易にアクセスできる環境整備に努めること。
- 二、新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの承認審査に当たっては、その使用実績が

乏しく、安全性及び有効性等についての情報量に制約があることから、国内外の治験結果等を踏まえ、慎重に行うこと。

三、新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。

四、新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関や製造販売業者等から迅速に情報を収集・把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。さらに、PMDAにおける副反応疑い報告の収集・分析能力を強化するため、関係部署における体制強化等を図ること。

五、新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれ得ることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速・円滑な運用に努めるなどの確に対応すること。

六、新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、損失補償を行わなければならない事態が発生した場合に、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるように、製造販売業者等との交渉を行うこと。

七、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。

八、新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行えるように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。また、各都道府県・市町村における高齢者割合や人口分布等にそれぞれ違いがあることを踏まえ、都道府県、市町村、医療機関等が地域の実情に応じた体制を構築できるよう、実施体制の整備に係る分かりやすいガイドラインを示すとともに、国庫補助の運用について関係者の意見を聴取しつつ適切に対応すること。

九、新型コロナウイルス感染症の流行地域では、医療機関や保健所等の業務が逼迫することも想定されることから、そのような状況においても予防接種が適切かつ円滑に実施されるよう、各市町村・都道府県をまたいだ広域的な支援体制の構築を進めること。

十、未知の感染症に対するワクチンの開発は、国民の生命の安全及び健康の確保という観点のみならず、危機管理の観点からも極めて重要であることから、産官学医が一体となって、国内におけるワクチンの研究開発能力及び供給能力の強化に取り組むこと。また、次期予防接種基本計画の策定に当たっては、これらの観点も踏まえた検討を行うこと。

十一、海外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に鑑み、水際対策を徹底するため、人員や検査機材の確保など検疫所の体制強化等に取り組むこと。あわせて、国際的な人の往来再開に向けては、デジタル技術の活用も含めた公衆衛生業務の更なる効率化を図りつつ、入国後の健康フォローアップ等の取組を強化すること。

十二、新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。

十三、新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴いて具体的に検討し、関係者の理解を求めること。

十四、新型コロナウイルス感染症に関し、緊急性や注目度の高い事例が発生したときは、特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の間や、国及び医師会等の医療関係団体の間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口の一本化、公表内容や公表時刻の調整等に努めること。

十五、外国人や障害者、高齢者等については、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報へのアクセスが困難な場合があるため、適切な情報提供手段等について、地方自治体とも連携して検

討すること。  
右決議する。

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 2. 11. 20可決 参議院 11. 24災害対策特別委員会付託 11. 30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 被災世帯の範囲の拡大

自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯を被災世帯に追加することとする。

#### 二 被災者生活再建支援金の額

一により被災世帯に追加された世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の額は、世帯の区分に応じ、次のとおり定めることとする。

- 1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円
- 2 その居住する住宅を補修する世帯 50万円
- 3 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

#### 三 その他所要の改正を行うこととする。

#### 四 附則

この法律は、公布の日から施行することとし、この法律による改正後の被災者生活再建支援法の規定（一により被災世帯に追加された世帯に係る部分に限る。）は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用することとする。

## 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 2. 11. 20可決 参議院 11. 20総務委員会付託 11. 27本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を拡大するほか、日本郵便株式会社が郵便業務管理規程を定め、又はこれを変更しようとする場合における総務大臣の認可の基準のうち、郵便物の配達の方法に係る基準について、「1週間につき6日以上郵便物の配達を行うこと」とされている規定を「1週間につき5日以上郵便物の配達を行うこと」に緩和するとともに、郵便物の送達の方法に係る基準について、国際郵便を除いた郵便物を、差し出された日から原則として「3日以内に送達すること」とされている規定を「4日以内に送達すること」に緩和する。

二、一般信書便役務の定義等に関し、一の内容と同様の改正を行う。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2. 11. 26総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、郵政民営化から13年が経過したことを踏まえ、郵政民営化の進捗状況等について総合的に検証すること。
- 二、郵便サービスの水準を変更するに当たっては、日本郵便株式会社等と連携し、利用者に対する適切な周知を図るとともに、サービス提供に混乱が生じることがないように指導監督を行うこと。また、日本郵便株式会社において、日刊紙、選挙運動用の通常葉書の配達頻度が確保されるよう、十分配慮すること。
- 三、日本郵便株式会社が将来にわたり、郵便サービスを維持し、全国あまねく安定的にユニバーサルサービスを提供する責務を果たし、ユニバーサルサービスの質の維持・向上ができるよう支援すること。また、日本郵便株式会社による郵便のユニバーサルサービスの提供状況を注視し、必要に応じて、郵便サービスに対するニーズや社会経済の環境変化等を踏まえ、基本料金の見直しを含め郵便サービスの水準を維持するための方策を幅広く検討すること。あわせて、ユニバーサルサービスコストを国民・利用者に分かりやすい形で明示すること。
- 四、日本郵便株式会社が、非正規雇用を含む全ての社員を大切にし、長時間労働を招くことがないようにするとともに、できる限り深夜労働を減らすことができるよう、指導監督を行うこと。また、働き方改革関連法の趣旨にのっとり、雇用を維持し、処遇や労働条件の改善を図り、同一労働同一賃金を具現化するよう指導監督を行うこと。
- 五、日本郵政グループが、かんぽ生命保険の保険商品に係る不適切契約問題等によって損なわれた国民の信頼を回復するとともに、再発防止策の確かな推進と経営の健全化を早期に実現するよう指導監督を行うこと。
- 六、デジタル時代の郵政事業の在り方について、ユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化等を通じ、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進するため、必要な環境整備について検討を行い、その実施に努めること。  
右決議する。

## 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(閣法第4号)

(衆議院 2.11.20可決 参議院 11.30農林水産委員会付託 12.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定第一種水産動植物等に関する規制

- 1 特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種等)の採捕の事業を行う者で当該水産動植物等の譲渡しの事業を行うもの等は、当該採捕の事業が法令による権限に基づくものである旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととし、同大臣はその者に権限があると認めるときは、当該届出に係る番号を通知することとする。
- 2 1の通知を受けた者及びその他の特定第一種水産動植物等の取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の取扱事業者への譲渡しをするときは、当該水産動植物等の名称、漁獲番号等の事項を当該取扱事業者に伝達しなければならないこととする。
- 3 特定第一種水産動植物等の取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の取扱事業者に譲渡し等をしたときは、当該水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日及び漁獲番号等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととする。
- 4 特定第一種水産動植物等の取扱事業者は、特定第一種水産動植物等が法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

#### 二、特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物（国際的に違法・無報告・無規制漁業のおそれの大きい魚種等）等は、適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、この法律の施行に伴う所要の経過措置については公布の日から施行することとする。

#### 【附帯決議】（2.12.3農林水産委員会議決）

我が国において、違法に採捕された水産動植物が流通することにより、国内の水産資源が減少し、適正に操業を行う漁業者等の経営に影響を及ぼすおそれがある。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化することは喫緊の課題である。また、国際社会においてIUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅の実行が求められており、水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずることが急務である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 本法制定の第一義的目的は、国内外において違法に採捕された水産動植物の流通を防止することであることについて、漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び消費者等の国民全般に周知し、十分な理解と協力を求めること。
- 二 特定第一種水産動植物等、特定第二種水産動植物等を定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配慮し、慎重に行うこと。
- 三 漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等の制度の創設・運用に当たっては、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地・消費地市場等の過度な負担とならないよう、電子化等制度運用体制の整備に必要な支援を行うこと。
- 四 近年、我が国の排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が、頻発かつ恒常化している事態に鑑み、違法外国漁船を早急に排除し、我が国の漁船の安全操業を確保すること。また、違法漁獲物及び加工品の我が国への流入を確実に阻止すること。

右決議する。

## 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 2.11.19可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.27本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、期末手当の改定

期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き下げる。

#### 二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

## 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 2.11.19可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.27本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き下げる。

## 二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

## 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 2. 11. 20可決 参議院 11. 20外交防衛委員会付託 11. 27本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の165とする。
- 二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の167.5とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。ただし、二については、令和3年4月1日から施行する。

## 種苗法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第37号)

(衆議院 2. 11. 19修正議決 参議院 11. 20農林水産委員会付託 12. 2本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、品種登録審査実施方法の充実・見直し

出願者は品種登録の審査における現地調査又は栽培試験に係る手数料を納付することとともに、出願者が納付する出願料の上限及び育成者権者が納付する登録料の上限を引き下げることとする。

#### 二、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し

品種登録簿に記載された登録品種の審査特性（農林水産大臣が出願品種の審査で特定した特性のことをいう。）により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定することとする。

#### 三、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外である、農業者が譲渡された登録品種等の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる自家増殖には育成者権の効力が及ばないとする規定を削ることとする。

#### 四、輸出先国又は栽培地域が指定された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等

- 1 品種登録を受けようとする者は、育成者権の適切な行使を確保するため、品種登録出願と同時に、輸出先国又は栽培地域を指定する旨を届け出ることができることとする。
- 2 輸出先国又は栽培地域が指定された登録品種等について、種苗等の譲渡後も当該輸出先国以外へ種苗等を輸出する行為又は当該栽培地域以外で収穫物を生産する行為には育成者権の効力が及ぶこととし、当該登録品種の種苗を業として譲渡する者等は、種苗又は包装に登録品種である旨の表示及び輸出先国又は栽培地域に関する制限がある旨等の表示を付さなければならないこととする。

## 五、施行期日

この法律は、一部を除き令和3年4月1日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、四の規定等の施行期日を令和2年12月1日から令和3年4月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

### 【附帯決議】(2. 12. 1農林水産委員会議決)

我が国の優良な登録品種は貴重な知的財産であり、これを適切に保護し、農業者の所得向上と地域の発展に寄与することが強く求められている。また、近年、我が国の優良な登録品種が海外に流

出し、他国で生産され第三国に輸出される等、我が国からの農林水産物の輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生している。これらの課題に対処するため、育成者権の強化を図ることが求められている。一方で、育成者権の強化が農業経営に悪影響を与えるのではないかと懸念にも十分配慮する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。
- 二 稲、麦類及び大豆の種苗については、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、都道府県と連携してその安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう、適切な助言を行うこと。
- 三 各都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、我が国の農業競争力の強化を図ることを目的として、こうした知見を民間事業者を提供するという役割も担いつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、必要な措置を講じることができるよう、環境整備を図ること。
- 四 稲、麦類及び大豆については、品種の純度が完全で優良な種子の供給を確保するため、原原種の採種ほ場では育成者が適切な管理の下で生産した種子又は系統別に保存されている原原種を使用するよう指導すること。
- 五 種苗法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に地方交付税措置を講じること。
- 六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。
- 七 農業者が意図せずに、育成者権者の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、農業者に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うこと。
- 八 公的試験研究機関が民間事業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合においては、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。
- 九 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターのDNA分析等の技術開発の促進や品種保護対策役の人員体制の拡充等を図るとともに、税関等の水際対策を強化すること。
- 十 登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに登録品種の種苗を外国人に販売すること等により不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うとともに、国において適切な運用を図ること。
- 十一 海外での品種登録の取組を支援し、推進すること。
- 十二 新品種の開発は、利用者である農業者の所得や生産性の向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、我が国において優良な植物新品種が持続的に育成される環境を整備するため、公的試験研究機関による品種開発及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため、公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。さらに、これらの施策を推進する立法措置に関する国会における議論に資するよう、必要な情報を適時適切に提供すること。

右決議する。

## 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

## 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第56号)

(衆議院 2. 11. 19可決 参議院 11. 20文教科学委員会付託 11. 27本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。
- 二、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部について、設置期限を1年延長し、令和4年3月31日まで置かれるものとする。
- 三、令和3年においては、海の日を7月22日と、スポーツの日を7月23日と、山の日を8月8日とする。
- 四、来日する大会関係者を対象とした大会関連活動に係る法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の非課税措置について、適用期限を令和3年12月31日まで延長する。
- 五、その他大会の開催年変更に係る所要の改正を行う。
- 六、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(2. 11. 26文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、政府は、本法の施行による令和3年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。
- 二、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）の準備及び運営に当たっては新型コロナウイルス感染症対策が重要な課題となることから、政府は、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）等と連携し、感染防止対策の徹底、検査・医療体制の充実等を図ること。
- 三、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。
- 四、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けているオリンピック・パラリンピックの競技団体を支援するため、政府は、関係機関と連携し、迅速な相談対応及び情報共有を行うとともに、新しい生活様式における強化活動及び感染症対策に資する方策を検討すること。特に、パラアスリートがスポーツを安全・安心に実施できるよう、介助者を含め、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられるよう支援すること。
- 五、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の地方公共団体と本大会の参加国・



地域との直接的な交流が困難となっている中でも、本大会の開催が地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、関係する地方公共団体に対し、感染症対策も含め必要な支援を行うこと。

右決議する。

## 本院議員提出法律案

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

### 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

### 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

**公職選挙法の一部を改正する法律案(参第8号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

**大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減並びにこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

**地方自治法の一部を改正する法律案(参第11号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

**生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参第13号)**

(参議院 2. 11. 16法務委員会付託 11. 20本会議可決 衆議院 12. 4可決)

**【要旨】**

本法律案は、個人の人権に配慮した生殖補助医療に関する法整備が求められている等の生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念及び国・医療関係者の責務について定める。

二、国は、妊娠及び出産並びに不妊治療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならない。

三、国は、生殖補助医療の提供を受けようとする者、その提供を受けた者、生殖補助医療により生まれた子等からの相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図らなければならない。

四、国は、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法制上の措置等を講じなければならない。

五、生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例

1 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする。

2 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。

六、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、五は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、その日以後に生殖補助医療により出生した子について適用する。

七、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次の事項その他必要な事項については、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置等が講ぜられるものとする。

1 生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方

2 生殖補助医療に用いられる精子・卵子・胚の提供又はあっせんに関する規制の在り方

3 他人の精子・卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、精子・卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存・管理、開示等に関する制度の在り方

#### 【附帯決議】(2.11.19法務委員会議決)

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

一 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、以下の基本的認識に基づいて施策を講ずること。

1 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。

2 当事者、特に女性の心身の保護及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する自己決定権）の保障が尊重、確保されなければならないこと。また、保障されるべきリプロダクティブ・ヘルス/ライツには、女性の健康の確保だけでなく、身体的にも精神的にも本人の意思が尊重され、自らの身体に係ることに自ら決定権を持つことが含まれるものであることに留意すること。

3 商業的な悪用・濫用を禁止し、防止するとともに、優生思想の排除を維持すべきこと。

4 生殖補助医療及び不妊治療は、国による少子化対策としてのみ推進されるべきものではないこと。

二 政府は、血縁のある子をもうけることを推奨するような誤解を招くことや、子をもうけることが人生のプロセスとして当然かのような印象を与えることがないよう、適切な措置を講ずること。

三 政府は、本法第3条第3項に規定する精子又は卵子の採取、管理等の安全性の確保の要請は、胚についても及ぶことを踏まえた措置を講ずること。

- 四 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供を受ける者が安心かつ安全に必要な治療を受けられるよう、不断にその質の向上に努めるとともに、その確保のために、自由診療の下での医療費及び高額請求等の実態把握、諸外国より低いとされる成功率の実態調査及び原因・要因の分析、生殖補助医療提供者の治療技術や治療実績などの把握や検証等を行い、治療技術の標準化や情報公開等の在り方についての検討を行った上で、必要に応じて法制上の措置を講ずること。
- 五 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の効果に関するインフォームド・コンセントを尊重したカウンセリング体制の強化並びに生殖補助医療及び不妊治療への社会の理解の促進を図ること。
- 六 政府は、本法附則第3条に基づく法制上の措置が講ぜられるまでの間、生殖補助医療の提供等において婚姻関係にある夫婦のみを対象とするのではなく、同性間カップルへの生殖補助医療の提供等を制限しないよう配慮すること。
- 七 政府は、生殖補助医療及び不妊治療を利用する当事者及びそれにより生まれる子への偏見を防止するとともに、不当な差別を禁止するために必要な措置を講ずること。
- 八 政府は、養育里親、特別養子縁組等多様な選択肢の周知と支援体制を強化し、多様な生き方及び多様な家族の在り方を保障するための取組を推進すること。
- 九 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の研究において、ヘルシンキ宣言及び国の研究指針等が遵守されるよう努めること。
- 十 政府は、仕事と生殖補助医療や不妊治療等との両立が実現できるよう、職場における働き方の環境や制度の整備を行うとともに、周囲や社会全体の理解の醸成のためのヘルスリテラシー等に係る教育の推進など必要な措置を講ずること。
- 十一 政府は、生殖補助医療の提供における適正性を確保するための幅広い分野の専門家を構成員に含む検討会を設置すること。
- 十二 政府は、ヒト受精卵に対する遺伝情報改変技術等の規制の在り方を検討すること。
- 十三 本法附則第3条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。
- 1 女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障が本法第3条の基本理念に含まれ、それは健康にとどまらず身体的にも精神的にも本人の意思が尊重されるべきことが含まれるものであって、その徹底が強く要請されていることを踏まえ、その十分な確保のための具体策
  - 2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が子どもの最善の利益とともに命の権利や意思表明権の保障も要請していることに十分に留意した、生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の在り方
  - 3 本法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の要請に十分に合致するものであることを担保する観点での、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重等の保障の在り方の具体策
  - 4 精子又は卵子の提供者及び提供を受ける者が十分かつ適切な説明を受けた上で承諾した事実の管理等を公的に行う機関の在り方
  - 5 第三者機関による審査・監督制度や胚培養士等専門職の資格制度の在り方
  - 6 精子・卵子提供を受ける側の要件及び判断の在り方
  - 7 生殖補助医療や不妊治療に係る法令違反の際の罰則等と倫理規定の在り方
  - 8 同性間のカップルにおける生殖補助医療の提供の在り方や同性間のカップルに対する生殖補助医療に係る支援の在り方
  - 9 精子・卵子提供者を含む当事者に対する生殖補助医療に係るインフォームド・コンセントの確保・確立と不利益の回避のための具体的な制度の在り方
  - 10 生殖補助医療に用いられる卵子の提供において、家族間等の無償の卵子提供の強要を防止する対策
  - 11 代理懐胎についての規制の在り方
  - 12 現在、法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定制度等の親子法制に係る見直しの検討について取りまとめがなされた場合、その結論を踏まえた、生殖補助医療により生まれた子に関する新たな法制上の措置

十四 本法成立後速やかに、幅広い会派の参加により本法附則第3条の検討を行うこと。  
右決議する。

#### **公職選挙法の一部を改正する法律案(参第14号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

#### **独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第15号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

#### **日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第16号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

#### **公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第17号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備等について定めるとともに、保存期間及び廃棄の概念を廃止しようとするものである。

#### **公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(参第18号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、公文書等の管理をめぐる近年の状況に鑑み、公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院の設置に関する基本的な事項並びに公文書院の設置に伴い講ぜられるべき施策について定めようとするものである。

## 新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る事態の収束後における経済状況等を好転させるための当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置について定めるものである。

## 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

## 森林法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、当分の間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、新型インフルエンザ等緊急事態において、施設管理者等が正当な理由がないのに施設の使用の制限等の指示に従わないときは、特定都道府県知事は、当該施設管理者等に対し、期限を定めて、当該指示に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、これに違反した者に対する罰則を設けようとするものである。

## 衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

### 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 2.11.24可決 参議院 11.30内閣委員会付託 12.2本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、設立認証の申請があった際の必要書類の縦覧期間の短縮等  
特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合における必要書類の縦覧期間を「1月間」から「2週間」に短縮する。所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する。公表は、所轄庁による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 二、公表等の対象からの住所又は居所の除外
  - 1 特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合に公表をすることとされている事項及び公衆の縦覧に供しななければならないこととされている書類について、その公表及び公衆の縦覧の対象から、役員名簿に記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除く。
  - 2 請求があったときに所轄庁が閲覧又は謄写をさせなければならないこととされている特定非営利活動法人から提出を受けた書類について、その閲覧又は謄写の対象から、事業報告書等又は役員名簿に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。認定特定非営利活動法人は、書類の閲覧請求があった場合において役員名簿又は社員名簿を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。
- 三、認定特定非営利活動法人等の提出書類の削減
  - 1 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
  - 2 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程及び職員給与規程について、既に所轄庁に提出されているものからその内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。
- 四、その他
  - 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
  - 2 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上等を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

### 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 2.11.24可決 参議院 11.30国土交通委員会付託 12.2本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、交通の機能の確保及び向上を図るに当たり、国土強靱化の観点も踏まえたものとする等を規定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 交通政策基本法の一部改正
  - 1 交通の機能の確保及び向上に関する規定に、交通に関する施策の推進は、人口の減少に対応しつつ、交通が地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるよう行われなければならないことを、また、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑み、これをそれぞれ追加することとする。
  - 2 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に関する規定に、国は、少子高齢化の進展、人



口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、又は減少する状況においても、国民が移動を円滑に行うことができるようにすべきことを明記することとする。

- 3 国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用できるようにするため、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な施策を講ずるものとする。
  - 4 国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、地域社会の維持及び発展を図ることを明記するとともに、そのために必要な施策として基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの確保を追加することとする。
- 二 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部改正
- 1 前文に、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発していることを追加することとする。
  - 2 基本方針に、国家及び社会の重要な機能として、行政、情報通信、交通を、また、地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られることをそれぞれ追加することとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

**【附帯決議】**(2.12.1国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 交通が国民の通勤通学等日常生活の移動手段及び社会経済活動の基盤であることに鑑み、人口減少が進む中においても地域経済の活性化並びに地域社会の維持及び発展を図るとともに、交通における防災・減災を推進するため、基幹的な高速交通網の形成と活用、地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成、交通事業者の経営基盤の強化、人材の確保等に必要な財政、税制、金融、料金体系見直し等の各種支援策の一層の充実に努めること。
- 二 地域公共交通により経済活性化、観光振興、健康増進等多面的に効果が波及するクロスセクター効果が発揮される一方、地域公共交通事業者の経営が非常に厳しい状況に鑑み、地域公共交通の利用促進を図り、その活性化及び再生のための更なる施策を講ずるとともに、地域公共交通の利便性及び安全性の向上等に関する事業者の取組に対して更なる支援の強化に努めること。
- 三 交通事業における人材確保が困難となっている状況に鑑み、交通事業の従事者の賃金及び労働時間等を含む労働条件の改善並びに人材の育成・確保のための支援に努めること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している交通事業者において雇用の維持が可能となるよう引き続き強力に支援すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症の影響下においても交通が十分に確保されるよう、交通事業の従事者や旅客の感染症対策の一層の推進も含め、交通事業に対する柔軟かつ機動的な支援を充実すること。また、感染症対策の推進に当たっては、科学的知見に基づいた安心感の醸成に向けて、事業者と連携して取組を推進すること。
- 五 自然災害により被災した交通サービス及び交通インフラの早期復旧を図るため、人材及び代替交通手段の確保、交通インフラの復旧の推進等に係る事業者の取組の更なる支援の強化に努めること。また、国土強靱化の観点から、再度災害防止のための改良復旧等を対象とする支援制度の整備及び運用改善について検討すること。
- 六 高速交通網の形成に当たっては地域住民の理解が重要であることを踏まえ、事業の必要性や工事の進め方等について事業主体と住民その他の関係者との間で十分な協議を行うための場を設ける等の環境整備を行い、計画段階及び工事段階の双方における関係者間の合意形成に努めること。
- 七 高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のために介助を要する場合に対し、交通事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。特に障

害者については、公共交通機関の利用が拡大していることから、車椅子使用者や視覚障害者をはじめとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で介助の在り方を明確化するなど、必要な措置を講ずること。

右決議する。

## スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 2. 11. 24可決 参議院 11. 30文教科学委員会付託 12. 2本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展等に資するため、スポーツ振興投票（以下「投票」という。）の対象の多様化及び収益の用途の拡大等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、投票の目的が、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資することであることを明らかにする。

二、投票の対象競技にバスケットボールを加える。

三、単一の試合の結果及び競技会の経過又は結果を対象とする投票を実施することができるようにする。

四、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、投票に係る収益を地方公共団体又はスポーツ団が行う1から5までの事業に要する資金の支給に充てることとすることとする。

- 1 スポーツを行う者の安全確保に係る冷暖房等の設備整備及び医療従事者等の研修等
- 2 スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手の職業及び生活の安定に資するための事業
- 3 青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動
- 4 大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における3の事業に対する支援
- 5 審判員等の養成及び資質向上、スポーツ団体の運営基盤強化並びにスポーツに係る国際交流及び貢献

五、センターは、機構に対し、試合又は競技会の計画的かつ安定的な開催の業務に要する費用の一部を支援することができることとする。機構は、支援を受けて当該業務を行うに当たっては、チームを保有する社員等の関係者の意見を聴かなければならないこととする。

六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法について、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務を特定業務とする等の改正を行う。

七、この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

### 【附帯決議】(2. 12. 1文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、スポーツ振興投票の寄附的な性格について理解の促進を図り、売上の向上に努めるとともに、スポーツ振興のための予算措置について、今後もお一層その充実を図ること。
- 二、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の業務に要する費用に係る支援の一部について、機構からチームを保有する社員に対して、一の試合を対象とするスポーツ振興投票（以下「単一試合投票」という。）のチームごとの売上を踏まえて配分することができるよう、機構に対して必要な規程の整備を促すこと。

- 三、海外リーグの試合については、単一試合投票の導入当初においては、対象として指定しないこととし、単一試合投票の実施状況や購入者に対する影響等を踏まえて、単一試合投票の対象とすることについて検討を行うこと。
- 四、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、機構に対して、チームの選手、監督及びコーチ並びに審判員等に対する不正行為の防止等に係る研修の充実、アンチ・ドーピング活動の充実、相談窓口の整備及び周知等に取り組むことを通じてスポーツ・インテグリティの向上を図るよう促すこと。
- 五、単一試合投票について、特定の結果に極めて多数の投票が集中するなど、通常想定されない投票が行われた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいてこれを探知し、機構と情報共有を図る仕組みを構築すること。
- 六、単一試合投票について、過去の試合結果等に基づき、当せん倍率が過度に高くない投票パターンを設定するよう留意すること。
- 七、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、運動部活動の受皿ともなる地域スポーツ活動の充実や、特に人的・財政的基盤が脆弱な障害者スポーツ団体を含めスポーツ団体の運営基盤の強化に適切に配慮すること。
- 右決議する。

## 令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 2. 11. 24可決 参議院 12. 1災害対策特別委員会付託 12. 4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、被災者等が自ら令和2年7月豪雨災害関連義援金を使用することができるようにするため、同義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 差押えの禁止等

- 1 令和2年7月豪雨災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
- 2 令和2年7月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。
- 3 この法律において「令和2年7月豪雨災害関連義援金」とは、令和2年7月豪雨による災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

#### 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和2年7月豪雨災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

## 労働者協同組合法案(第201回国会衆第26号)

(衆議院 2. 11. 24可決 参議院 11. 30厚生労働委員会付託 12. 4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労働者協同組合（以下「組合」という。）は、法人とし、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 二、組合は、組合員が出資すること、その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること及び組合員が組合の行う事業に従事することの基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。
- 三、二のほか、組合は、組合員の議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、剰余金の配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと等の要件を備えなければならない。
- 四、組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。
- 五、組合は、その行う事業に従事する組合員（組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員及び監事である組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならない。
- 六、組合の行う事業従事者の人数要件を定めるとともに、定款、役員、総会その他の規定を整備する。
- 七、労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、会員の指導、連絡及び調整に関する事業を行う法人とし、連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であって定款で定めるものとする。
- 八、行政庁（組合についてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、連合会については厚生労働大臣とする。）は、組合又は連合会から、必要な報告を徴することができる。
- 九、厚生労働大臣は、組合及び連合会の適正な運営に資するため、必要な指針を定めるものとする。  
この場合、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 条 約

### 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 2.11.24承認 参議院 11.27外交防衛委員会付託 12.4本会議承認)

#### 【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合離脱後の英国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を促進し、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、知的財産の保護等の分野における協力を強化するものであり、2020年（令和2年）10月23日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文全24章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書及び相互承認に関する議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書2-Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。
- 二、協定における原産品の要件等について定める。一方の締約国の原産品とされる製品は、他方の締約国において他の製品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。また、欧州連合の原産品とされる製品は、締約国において特定の他の製品を生産するための材料として使用される場合には、当該締約国の原産品とみなす。
- 三、投資の自由化について、一方の締約国は、自国の領域における法人等の設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。国境を越えるサービスの貿易について、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。電子商取引について、両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。また、一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア等の輸入等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転等又はアルゴリズムの移転等を要求してはならない。
- 四、両締約国は、知的財産（著作権、商標、地理的表示、意匠、特許等）の十分に効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害に対して知的財産権を行使するための措置をとる。
- 五、両締約国は、女性の国内経済及び世界経済への衡平な参加機会を増大させることの重要性を認識する。
- 六、この協定は、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について当該要件を満たし、及び当該手続が完了した後、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

## 予備費等承諾を求めるの件

### 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間に使用を決定した金額は2,134億円で、その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費392億円、中小企業者等の経営支援に必要な経費338億円、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費179億円などである。

### 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から3月24日までの間に使用を決定した金額は2,534億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費714億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費469億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費207億円などである。

### 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

特別会計予備費予算総額8,340億円のうち、令和2年3月10日に使用を決定した金額は420億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費である。

## 決算その他

### 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 2.11.30決算委員会付託 継続審査)

令和元年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆1,623億円、歳出決算額は101兆3,664億円であり、差引き7兆7,959億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和2年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,852億円である。

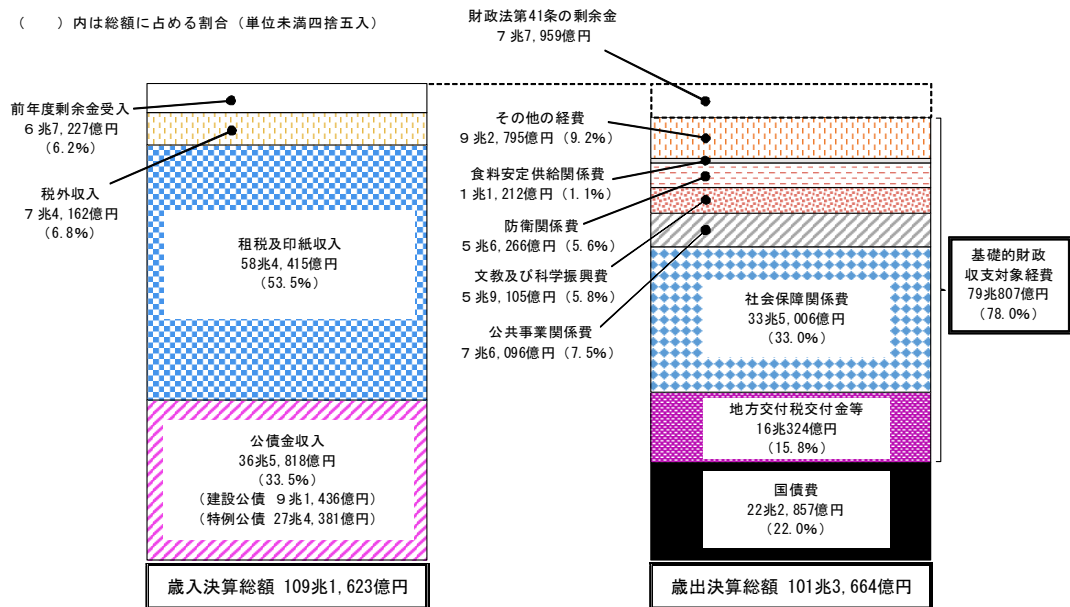
令和元年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆5,519億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,696億円である。

令和元年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は77兆4,666億円であり、資金からの支払命令済額は16兆5,970億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は59兆4,841億円であるため、差引き1兆3,854億円の剰余を生じた。

令和元年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,645億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆644億円である。

#### 〈令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

( )内は総額に占める割合(単位未満四捨五入)



(出所) 財務省資料より作成

#### 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 2.11.30決算委員会付託 継続審査)

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書における元年度中の国有財産の差引純増加額は1兆2,773億円、元年度末現在額は109兆8,712億円である。

## 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 2.11.30決算委員会付託 継続審査)

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書における元年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は463億円、元年度末現在額は1兆1,937億円である。



## N H K 決算

### 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

### 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。

### 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の令和元年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和元年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,230億円、負債合計は4,272億円、純資産合計は7,957億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,344億円、経常事業支出は7,254億円となっており、経常事業収支差金は90億円となっている。

## 賀詞案

### 賀詞案起草の件（立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案）

（参議院 2. 10. 29賀詞案起草に関する特別委員会起草 10. 29本会議可決）

#### 天皇陛下にささげる賀詞

天皇陛下におかせられましたは 今日ここに 皇嗣殿下の立皇嗣の礼をあげさせられますことは  
まことに慶賀に堪えないところであります

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

#### 皇嗣殿下にささげる賀詞

皇嗣殿下には 今日ここに 立皇嗣の礼をあげさせられますことは まことに慶賀に堪えないと  
ころであります

国民が敬愛申し上げる殿下には ますます内外の信望にこたえられますよう祈ってやみません

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します